

長州藩における文久の改革について

— 諸隊結成を中心として —

伊藤 幸香

(2013年10月3日受理)

A Few Comments on *BUNKYU NO KAIKAKU in CHOSHU HAN*

— Focus on how to form a *SHOTAI* —

Sachika Ito

Abstract: This study is concerned with *BUNKYU NO KAIKAKU* (the reform of military government in 1863) in *CHOSHU HAN* (Choshu feudal Clan). During this period, a number of *SHOTAI*, including *KIHEITAI* (the partisan) were established. The establishment of the organization of *SHOTAI* was focused as one part of the reform. More particularly, this study focused on the period which is from 1863, when the reform was started, to October in 1864, when the government of *ZOKURONHA* (the group of conservative) was established and released the order of dissolution of *SHOTAI*. Until 1863, there were two big changes in *CHOSHU HAN*. Firstly, in 1858, the military system began to shift to being westernized.

Secondly, the main policy was changed from the union of the imperial court and the Tokugawa shogunate into the exclusion of foreigners since 1862. In addition, in 1863, enforcement of the policy of the exclusion of foreigners stirred the consciousness of the people toward foreigners. As a result, *CHOSHU HAN* decided to change the traditional system into *BUSHIDOTYAKUHO* (hometown defensive measure by the samurai). This study concludes that the traditional military system was completely changed, although *BUSHIDOTYAKUHO* was not popular in public. In fact, the power of defense was reinforced in *CHOSHU HAN*, because *SHOTAI* and the regular armies were arranged. From other perspective, the tendency to *KYOHANNITTITAISEI* (Solidarity in the feudal clan) which was completed in *KEIOU NO GUNSEIKAIKAKU* (the reform of military government since 1865) was formed during this period. For future studies, I will focus on the relationship between *SHOTAI* and the government of *CHOSHU HAN*, because the background of the establishment of the military system was made cleared.

Key words: *CHOSHU HAN*, *SYOTAI*

キーワード：長州藩，諸隊

はじめに

長州藩では、文久2年航海遠略策の公武合体策から徹底攘夷への藩是転換により、防備を中心とした軍制改革が開始された。また、文久3年になると攘夷実行の決定等により、対外的危機意識が高まり、軍制改革が行なわれた。この改革のなかで、武士土着法の取組

が行われ、従来のように士卒藩士が城下へ群居するのではなくそれぞれ各地へ住居を構え、在地における郷土防衛が目指された。また、攘夷実行の決定を期に積極的な草莽層の登用が行われた。その結果、奇兵隊をはじめとする諸隊の結成へとつながっていく。田中彰氏は、文久改革は支配機構の改革・草莽層の登用・新軍事力の編成に大別できるとし、新軍事力である諸隊

および農兵隊が相次いで結成された事は、尊攘派武士と豪農商＝村落支配者層とのいわゆる改革派同盟成立の条件が熟してきた軍事的表現であるとした。これは、外圧に対する尊攘派の危機意識が村落内部の一般農民と結びついた結果であるとしている¹⁾。また上田純子氏は、田中氏が新軍勢力として指摘した農兵隊に関して、浦家を例とし当初は異国船来航に備える郷土防衛のために組織されながらも、百姓夫役としての陣夫役と労役の大差は無かったが、文久3年10月以降は軍勢力における戦闘員の一部として動員するようになったとし、慶応期までの流れを考察したうえで、ここに長州藩において封建軍勢力が変容していく過程の一つが見いだせるとした²⁾。また、職制改革によって兩職の廃止、政事堂の創設により、諸藩政諸機構を統括する加判役によって直属されたかつての御用役中は、政事堂役として藩政運営機構だけでなく家臣団統制機構＝軍勢力機構に関わる領域まで管轄下に納めるようになったことを明らかにした³⁾。

諸隊の発生に関しては、在地において郷土防衛を行なう事が目指された武士土着法の流れの一環として、とらえていく必要があると考えられる。そこで本研究では武士土着法の取り組み及び諸隊の成立過程を中心として文久の軍制改革について検討したい。

1. 武士土着法の取組

安政の軍制改革で西洋銃陣が採用された事により、藩内総ての諸士の西洋銃陣への編入が徹底された⁴⁾。周布政之助は、万延元年3月5日穴戸九郎兵衛宛書簡の中で「(前略) 御軍制成就と申候而も、五百石以上之歴々軍事に致練熟候様には無覚束、以下之士より足輕百姓迄押及し、御國中在々所々津々浦々家數に應し、銃隊を取立、隊々多少により、役付之諸士兼て在可申、御城下住宅少く成候は、商戸奢侈之基を抜候術にも相當、御城下質素にも相成可申候、右類之事に而、御軍制より風を移し俗を變候手段、廉々可有之に付、御熟案奉願候(後略)」⁵⁾とし藩内各地における防衛と、それに伴い士分だけでなく、足輕百姓まで藩の軍事組織に取り込む必要がある事を述べている。実際に安政5年には農兵について「御両国御手廣之海岸急變之節、防禦方之儀在在之諸士而已にては難行届に付農兵御引立置肝要」⁶⁾とし、諸宰判の代官に対して農兵取立の詮議を行うように申しつけている。長州藩では、文久2年に長井雅楽の公武合体策から徹底攘夷への藩是転換が行われた。これにより文久3年2月10日に周布は市太郎宛書簡中で「御國中之人民、凡七十萬、此内三十五萬は婦女、十七萬五千は男にて老幼と見候而、引殘拾七萬五千之丁壯男兒え、御引當之大砲小銃御調

置相成候は、無此上御大功と奉存候」⁷⁾とし、男子壯丁の取り込みを想定している。この考えの中で武士土着法への取組が行われた。

従来萩藩士は城下に住むのを常としており、家計窮迫の理由などから例外的に郡地に住む場合には藩の許可が必要だった。しかし、藩は幕府の攘夷決定をうけ支藩主及び吉川氏を萩城に召し「家来中之儀は國中へ土着せしめ城下群居之弊風を可致一洗候事」⁸⁾との親書を出し、文久3年5月11日藩内に以下のような土着令の発令を行った。

勅諭ヲ以攘夷之方略嚴重被仰出候、然処御領海永世万全之軍備急變ニ応シ奔命ニ不勞上下一統国土を守候之良制土着に如へからず候、依之御家来中給地無之面々へハ纔宛なから浮米内知行所ニテ被替下候而、一統知行所住宅ニ被仰付候条、方今切迫之時勢篤と令勘弁早々知行所引越節儉之尽シ御定之人馬持續武前御奉公覚悟可為專一候事
浮米取之面々土地配當仕法之儀ハ追而沙汰被仰付候事⁹⁾

土着令は、攘夷決行に際し給地無き家臣に対して浮米を知行に替え土着させ、各給地において領内防衛に当たらせる事を目的として発令された。土地の配當に関しては、17日に以下の通り決定した。

今度御家来中知行土着ニ就被仰付候、惣浮米取之面々左之通土地配當被仰付候事
一 知行高百石以上持高四ヶ壺土着之事
一 同九拾九石余以下式拾五石余迄之面々持高之内式拾五石土着之事
一 同式拾五石以下之面々持高不殘土着之事
一 根之下地付有之面々右之定石不足之分者増地付之事
但持掛り土地にして改而一所之願勝手次第之事
一 土地配當之儀ハ先祖軍功有之防長之内ニ而知行所被下置候¹⁰⁾

これは、総浮米取で禄高100石以上の者は4分の1(第1条)、99石以下25石までが25石分(第2条)、25石以下が禄高分すべて(第3条)を地方知行(給領地から年貢を徴収)として給地に土着を命じたものである。またすでに地方知行を持つ者に関しても不足分に関しては増地を行つたうえで土着を行うように沙汰している。さらに但書によると、持掛りの土地を一旦上地した上で改めて一カ所にまとめて地方知行とする事を許可している。(第4条)さらに、土地配當に関し

ては「土地配当之儀ハ、於諸郡御用地を除キ、檢地可相成所を見立、何郡何村と小村圖を相調、扱給主知行高之段順を以圖を当、一村入込之者は又東西を圖を当、配当高に畔を立」¹¹⁾とあり事前に檢地を行った上で圖による配当が計画されていた事が分かる。しかし例外外としてすでに古領に居住している者、先祖の墳墓を持つ者は優先的にその由緒ある土地の配当を行うとしている。ただしこれは請願制であり、6月10日には以下のように通達がなされた。

(前略)

土地所望之有之面々ハ六月十日を限り申出被仰付候期日過候而ハ不及御沙汰候事

但旅役之面々者親族之者より申出置追而本人え乞合之上望無之候ハ、其假申出之事¹²⁾

しかし、陪臣に関しては「陪臣其家散地ノ知行所或ハ萩山口三田尻ニ往古ヨリ居住セシ者今度主人土着セシ後ハ各主人住居ノ知行処ニ移ルヘシ主人ト遠地ニ懸隔リ居テハ緩急事變ノトキ主人ノ命令達セス甚タ御軍政ニ害アリ」¹³⁾とし、主人土着の土地へ一緒に移る事が義務づけられた。足軽以下に関しては以下のように定められた。

足軽已下輕卒衆ハ士人ニ準シ萩山口三田尻及ヒ諸郡代官所ニ分カチ土着ナスヘシ萩山口三田尻ハ各其組頭ニ隸シ御守衛ヲナシ諸郡ハ御代官ニ隸シ其才アルヲ撰ンデ本郡ノ吏役ニ共シ且本郡衆居ノ諸土村幹アルヲ挙テ其組頭ヲシ銃槍ナト操練ナシ緩急ノトキハ本郡惣奉行ノ部下ニ隸シ戦卒ニ加フヘシ¹⁴⁾

つまり、足軽以下の者に関しては諸郡代官所にもとに分かれ土着をなし、萩・山口・三田尻の衆は各組頭のもとで警衛を行い、諸郡の者は代官のもとで各地域の警衛を行い、さらにその地域において銃槍訓練を行い緩急の時は本郡の総奉行指揮のもとで戦に加わるようにと命じられている。また、地域において銃槍訓練を行う事からも分かるように藩は、すでにその地に居住している農民の農兵化も図っていた事が以下の史料からわかる。

諸士根ノ知行処ヲ鑑ミ遠郡ニテ散地知行所持合セノ分ハ此度散地ニ在ル郡ハ改テ浮米替エニシテ賜ハルヘシ、尤其仕法下地田方ハ四ツ成リ米ヲ切手ニシテ賜ハリ、畠方石貫ハ銀切手ニシテ賜ハリ孰レモ根ノ知行処住所ノ宰判エ当ル切手ヲ以テ各住居近地ヘ付込ミ米銀兵請取ヘシ、カクテ其石上凡ソ高四万石ア

ルヘシ以上ノ石ヲ後口地ニシテ是迄知行惣浮米ヲ以テ賜ハリ居タル衆エ改テ新地知行処ヲ賜ハリ、尤持掛惣高四分ノ一ヲ下地米ニシテ賜ハルヘシ事亦高四万石余ナリ、石上地凡ソ相当タル目安高千石ノ身上ニテ高二百五十石ヲ土地付賜ハルヘキハ此百姓軒高十石ニ付一軒ノ当リヲ以テ視ル二百五十石ニテ百姓軒数二十五家トナル此二十五家ノ人数老弱ヲ除キ少壯子弟二十余人アルヘシ、然ルヘキハ高千石ノ身上ニテ持掛リ家来小者農兵取合セ石並ノ御軍役調フヘシ¹⁵⁾

例えば、禄高1000石の者ならば給領高が4分の1となるため250石が地方知行となり、百姓1軒高がおよそ10石とするならば25軒となる。この25家のうち、老弱者の人数を除き壮士が20余人いるとするならば持掛り家来の人数は農兵も取り合わせで石並の軍役が整うというのである。幕府規定の軍役では100石につき1.6人宛でありさらに百姓の動員は行われていなかった。また、長州藩(毛利氏)の軍役は、寛永2年に改められ知行物成が5割となり軍役は石100高につき2人宛となった。そのため天保14年4月1日に行われた羽賀台大操練では寛永時に改められた軍役が採用されている¹⁶⁾。しかし、この段階では百姓の動員はなされておらず、安政の軍制改革時から農兵の養成や銃陣への取りこみが目指され、さらに文久段階になりその構想がより具体化されていったと考えられる。

福原家文書によると、この時の総配り高は40万石にのぼったとあり、内18万石が寄組以上、15万石が8組以下、7万石余が足軽以下に配当されたとある¹⁷⁾。この藩の土着令への取り組みを受け周布は「寄組以下知行所持之面々は、領地え住宅仕様被仰、領地無之者も、追々土着に被仰付候」¹⁸⁾とし、次頁(表1)のように各地域の編成を変更し新たに部署を定める案を草し7月8日に提出した。(表1)からも分かるように八組士は各郡に配置されるように案が出された。このように藩は諸士の土着を前提とした策を打ち出していった。しかし、一方で土着出願期限に遅れる者が多く、藩は8月まで土着期限の延長を行うなどしている。また、藩内ではこの沙汰に関して家計窮迫や城下から地方へ移る事の不便さ等からこのままでは「却テ怒を招キ候様相成候テハ相不濟事ニ候、人心調和ハ治乱共肝要之事ニ候」¹⁹⁾との申し立てが起こるなど土着令に対する反対も起こっていた。この土着令施行によって、零細な給領高をあてがわれた家臣が増加した事を林元氏は指摘している²⁰⁾。しかし、上記の周布案は実行されてはならず結果として、武士土着法は知行地配当方法や様々な問題から定着はしなかったと考えられる。

武士土着法のこの段階での定着は見られないが、藩内の防衛を強化するためには従来のように家臣が城下に群居した防衛体制ではなく、在地において防衛を行う必要があると考えられた事は従来の幕藩体制下の軍隊形式に大きく変化をもたらしたといえる。また、百姓の農兵化も目指しており、周布の思考していた、男子壮丁の取り込みも具体化されていった事が分かる。

(表1) 編成改革周布案

地域	組数(八組)	概略
阿武郡	2組	城下え住居仕候面々を、二組に相分け、見島郡も附属とす
吉敷郡	1組	當郡中へ土箸願出居候面々、郡中領地持之面々を一組とす
佐波郡	1組	同上
大津郡	1組	同上
美祢郡	1組	同上
厚狭郡		
玖珂郡	1組	同上
都濃郡		
熊毛郡	1組	同上
大島郡		
豊浦郡	長府領	長府領に付、郡中御本手に在住、領地持之面々は、大津郡一組とす、尤赤間関は諸郡一手之内より、都合にて守衛

*『周布政之助傳』544頁～546頁より作成

2. 奇兵隊の結成

これらの、武士土着法を想定した藩内の防衛体制が企図されると同時期に、藩内では新たな軍事力として奇兵隊をはじめとした諸隊が結成される。諸隊の結成は、文久3年5月10日の攘夷決行によっておこった、第一次馬関攘夷戦争の敗北が直接的な原因だが、文久の軍制改革は安政6年の軍政改革案に基づきさらにこれを拡張する形で行なわれたと考えられる²¹⁾。

6月6日の奇兵隊結成をきっかけとして、長州藩内では各地で諸隊が結成される。文久3年から翌年の夏までに結成された諸隊は約15隊(農兵隊は除く、うち一隊は諸藩浪士による招賢閣)である。これらの隊の前身として、攘夷決定を期に結成された光明寺党があげられる。光明寺党は、京都にいた久坂玄瑞等有志者約30人を中心として結成され、4月馬関警衛のために長州藩に帰国した。光明寺党の人数は、最終的に50名以上になっている。光明寺党が活動した攘夷戦は文久3年5月10日から6月5日までの第一次馬関攘夷戦での一連の攻撃である。この戦闘において、光明寺党は藩から敵情視察を名目として、馬関の警衛についていた。アメリカのペンブローグ号、フランスのキャンション号には相次いで勝利したが、6月に入り各国の報復

攻撃が始まると形勢は逆転した。オランダのメデューサ号との戦いの後に記された当時毛利本藩の歩兵第三小隊に編入されていた、金子文輔の日記によると「三五相集マリ本日ノ戦況ヲ説ク甲論シ乙駁ス喧噪眠ヲ得ス其説ク所隊長ノ怯懦ハ衆口ノ一致ナルカ如シ」²²⁾としている。ここから、正規兵の攘夷戦に対する意識が低かった事が分かる。そしてそれに対し、金子等本藩兵として動いていた者も正規兵に対し不満を持つようになったといえる。

奇兵隊の結成に際しては、金子が6月8日条の日記に「光明寺党、瀧弥太郎・赤根武人・入江杉藏等來營し、隊員ニ告ケテ曰當地又有志党ヲ變遷スルヲ以テ志望アルモノハ入党を許ス云々」²³⁾とあり、光明寺党に参加していた者によって、各所への人員募集が行なわれていた事が分かる。また、瀧・赤根は後に奇兵隊の総管も務めており、光明寺党出身者が当初の奇兵隊では、重要な位置にあったといえる。奇兵隊は結成綱領において、高杉晋作が以下のように定めている。

一奇兵隊之儀ハ有志之者相集候ニ付、陪臣・輕卒・藩士を不撰同様ニ相交、専ら力量を以貴ひ堅固之隊相調可申と奉存候

一此後御伺可申廉ハ書面を以前田孫右衛門迄差出可申候間、直ニ御前へ被差出候様奉願候

一奇兵隊人数日々相加候ニ付、是迄小銃隊之内も有之、又ハ小吏相勤候者も有之候、御一人人数之内も有之へく候得とも、畢竟匹夫志不可奪候得ハ、是迄も拒き難き趣御座候、素より御組立之人数之内を是より相招ハ不仕候得共、自然奇兵隊望參候ハ、隊中へ相加可申と奉存候

一此往き毎合戦銘々勇怯も相顯れ可申ニ付、日記具に相調置可差出候間、賞罰之御沙汰、陪臣・輕卒・藩士ニ拘らず、速に相行れ候様仕度奉存候

一隊法之儀ハ和流・西洋流に拘らず、各得物を以接戦仕候事

六月七日 高杉 東行²⁴⁾

奇兵隊の特徴の1つとして、1条にある「陪臣・輕卒・藩士」を問わず、同様に相交わる隊として結成された旨を掲げているのは、先行研究においても常に指摘されている通りである。しかし、この綱領が藩によって受け入れられたのは、この段階で取り組まれていた、文久の改革によるものであるといえる。

まず、前述した光明寺党の出身身分の内訳についてみていきたい。身元が判明している光明寺党員52名の出身身分について分析する²⁵⁾と、武士出身者37名(70%)、農民出身者1名(2%)、不明者3名(6%)

他藩士5名(10%)、浪士6名(12%)となっている。武士出身者の身分の内訳は、大組17名(45%)、寺社組2名(5%)、無給通1名(3%)、手廻組1名(3%)、士屋5名(14%)、中間11名(30%)、である。寺社組の二名とは、本道医出身の久坂と、眼科医出身の馬島甫仙を示す。数字だけみると、武士の人数が大半をしめているが、前述の3名に関していうなら、瀧は大組70石の出身ではあるものの、赤根は地下医、入江²⁶⁾は地方組中間の出身である。また、光明寺党の中心人物である、久坂も寺社組25石である。しかし、入江・赤根はそれぞれ文久3年1月8日・7月1日に藩よりの通達により、一代ではあるものの士屋への昇格がなされた。久坂へ対しては、1月27日、藩から内々に鷹司邸への定詰めが命ぜられるとともに、東髪を命じられている。これは、医者出身の久坂が、国政の中心で活動するためのものと考えられる。また、攘夷期限の5月10日以後の六月二十一日にも「才器人望等有之機密の参謀にも可採用人柄有之候は、草莽間の者にて不苦に付見込之人物姓名等」²⁷⁾を申し出るように藩令を通達している。このように、藩は文久3年に入ると、身分を問わず、実力を重視した積極的な人材登用をおこなっている。

これに加え、軍事面では先の第一次攘夷戦争において、有志党である光明寺党の活躍もあり、奇兵隊が「身分を問わない」「有志の」隊として、藩政府によって受け入れられる地盤は、文久の改革の一環としてすでに形成されていたといえる。

しかし、一方で2条と4条から、奇兵隊はあくまでも藩の管轄である事が分かる。2条では、奇兵隊から伺いをたてる場合は、八組藩士で当時政務員であった前田孫右衛門が仲介となる事が決められている。4条では日記作成の意図には合戦などにおける賞罰が速やかに行われる事とある。また、この賞罰は「日記具ニ相調置」き提出する事から合戦だけではなく日常生活においても行われることが分かる。隊内に対しても高杉は当直規則において「其日々々之日記、無落日書調之事」と定めている。

このように、奇兵隊の結成は、攘夷実行という対外的危機による新たな軍事力の必要に迫られたものによるといえる。

3. 諸隊の結成

奇兵隊の結成をきっかけとして、藩内各地で様々な有志隊が結成された。これらの軍事組織を総称して、「諸隊」という。これらの諸隊には、奇兵隊と同様に藩からの命により結成された隊と、結成の後に藩からの公認を得た隊がある。以下、この時期に結成された、主な隊の結成過程等を見ていく。

①遊撃隊

遊撃隊は文久3年10月10日毛利元徳上京の供として来島又兵衛・久坂がそれぞれ蔵元役・政務座の勤めを除かれ遊撃隊の取立を命じられ、22日に来島が総督に任じられた。11月24日になると付属隊が11隊に増加したため総名を遊撃軍と改名する願い出が来島から政事堂に出された。11月25日付けの来島から政事堂への大砲鑄造費献納願書によると、遊撃軍の人数は250余人になっているとある。

②義勇隊

上関義勇隊は文久3年10月5日(月日推定)佐々木亀之助・上関代官内藤彦作・浦家来秋良敦之助の3名へ上関辺りでの団兵取立てが仰せ付けられた。その後11月16日に以下の指揮等に関する沙汰が下った。

十一月十六日

上関義勇隊指揮之事

覚

本書申出之通、尤御賄之儀は三拾人定員ニ被仰付候事

一此度於上関島取立相成候義勇隊之儀、已來隠岐殿一手之団兵ニ被仰付、在住諸士其外人数ニ相加り候儀勝手次第被差免候、惣て隠岐殿指揮を受候様被仰付度奉存候

本書之通

(中略)

一御餌差之者三人、昔年来上関才判致住居業筋相勤候所、先達家業被為廢、然処彼者共年来業筋にて郡中之地理致熟知候付、御手当御用ニ相立候様被相考候間、組並御番手等之外平日之諸役被差除、御手当筋二付、時々相応之仕役申付候様被仰付度奉存候事

本書於御代官所仕法立を以取建被仰付候事

一小銃大砲手伝共三百人、夫々器械ニ応じ稽古仕せ、劍術試合をも仕せ度奉存候、小躬之百姓自力之稽古ハ相調候事にてハ無之候間、格別之御詮義を以、右人数壹人え御米壹石宛之当りを以年々被立下、御代官え被相任候ハ、右御米を以稽古出扶持其外之諸雑用等ニ相用、受払仕詰之儀は年々一紙調にして過不足申出候様被仰付度奉存候²⁸⁾

義勇隊は当初は30人を定員とし(後に50人となる)毛利熙頼配下として取りたてられた。第1条から義勇隊はあくまでも熙頼の指揮下におかれている事が分かる。餌差といった特殊な技能を持った者に関しては郡中の地理に熟知している等の理由から取りたてる事にたいする申し出が義勇隊より出されている。(第8条)また、奇兵隊の様に身分に関係無い登用ではなく、百

姓等は「小銃・大砲手伝」としての動員を行い、動員百姓については1人1石宛を支給も申し出ている。この申出は藩から上関代官である内藤彦作に即日渡され詮議がなされたようである。

以上の2隊が奇兵隊と同様に命じられて結成された隊である。次に隊側の嘆願により結成された例として比較的隊編成・装備に関しての史料が残っている集義隊をみていく。

③集義隊

10月小郡で桜井慎平・佐藤新右衛門等を中心に結成された。桜井等は八月に藩に対して以下の嘆願書を提出した。

この申出を受け藩は10月1日に当分の間は桜井を総督代理に定め、5日に山県九右衛門に募兵を命じた。その後、19日に植崎八十植が総督となった。集義隊の編成・装備に関しては以下のとおりである。

覚

本書総督之儀御詮議之上可被差出二付、夫迄之所桜井慎平相勤候様被仰付候事

一惣督之人柄早速被差出候様奉願候事

以下二廉追て貸渡可被仰付候事

一大砲二挺

但十二扨之事

一小銃五十挺

但劍銃之事

右当季御貸渡相成候様奉願候事

本書社僧農共集義隊入込致度候者之儀ハ、其段御代官所へ申出候ハ、何分之沙汰可被仰付候事

一農兵人数之内、或は大砲隊掛之社僧憤発之者ハ被差除、集義隊入込被仰付候様奉願候事

本書追て何分之沙汰被仰付候事

一集義隊入込仕候者ハ、兼て帯刀御免無之とも御貸刀被仰付候様奉願候事

本書賄之儀は御代官所より被差立候事

一賄其外諸雑費旁御代官所より相弁へ相当様奉願候事

本書追て何分之沙汰被仰付候事

一御貸具足御貸刀等願出候ハ、早速御詮議を被差候様奉願候事

本書志次第入込候ても不苦段、御代官所へ対し沙汰可被仰付候事

一有志之者貴賤之差別無之、集義隊入込候様對御代官所へ兼て御授相成候様奉願候事

以下三廉本書之通被仰付候事

一追々器械入用之節ハ小郡器械方にて御貸渡可被仰付候様奉願候事

一彈薬等は小郡器械方にて同様被仰付候様奉願候事

一糞・兵糧籠等小郡二有之分、人別え当御貸渡相成候様奉願候事

本書追て何分之沙汰被仰付候事

一獵銃取扱之者、異変之節集義隊え罷出候様、兼て申合之者へ対し御筒御貸渡相成、尚於干時稽古打之彈薬被立下候様奉願候事

本書願之通被仰付候事

一私儀農兵司令士被仰付候様被差除候様奉願候事

右之通被遂御詮議被下候様奉願候事

亥十月

桜井慎平

右亥十月十五日勿紙相調、慎平え下渡之

一小郡御代官えも写相調差越ス²⁹⁾

まず武器に関しては集義隊から、藩へ12扨の大砲2挺、小銃50挺等の貸し出し申請がなされ(第1・2条)、さらに入隊者へは帯刀が許されてない者についても具足・刀の貸し出し申請が行われた。(第3条)これに関しては代官所経由で支給される事が決定した。また、器械の貸し渡し・彈薬の支給は小郡器械方、兵糧・糞等は人別で小郡からの支給となっている。(第5・6・7条)

次に隊員に関しては「有志之者貴賤之差別無之」³⁰⁾としながらも、一方で「農兵人数之内、或は大砲隊掛之社僧憤発之者ハ被差除、集義隊入込被仰付候様奉願候事」³¹⁾と、農兵隊や大砲隊に編入されている者は入隊を差し除くようにとの願い出が総督桜井慎平から出されている。(第4条)さらに藩からも集義隊の取扱について「御政道二支り、又は根之御警衛向相妨候廉も有之候ハ、夫々御処置被成、趣に寄り候てハ、政事堂御申出可被成候」³²⁾と小郡代官北条源蔵へ通達がされている。また集義隊が結成された小郡宰判ではこの他に大小合わせて約11の諸隊が結成されたが、その諸隊の多くは村落支配者である豪農層や領主・藩士が中心となって結成されたことも注目される。³³⁾

さらに文久3年9月に結成された八幡隊に関しては「文久三年癸亥八月京都ニ於テ建議一変シ堺街ノ変アリ七卿俄ニ西奔シ長藩宸疑ヲ被ル、是ニ依テ在京ノ諸士皆国ニ帰リ京師ノ国論ヲ回復シ封内ノ攘夷ニ従事セント欲ス、依テ有志者一百人ヲ募集シ一隊ヲ建設セシ」³⁴⁾とある事からも自発的な結成であった事が分かる。

このように諸隊と一括りにされる隊であるが、それぞれの隊によって結成過程が違う事が分かる。義勇隊に関していうならば、当初から熙頼配下に加わる事が前提とされていたと考えられ、さらに百姓身分の者はあくまでも「手伝」であり入隊という形が取られていなかった事が分かる。また、遊撃隊に関して自由に入隊ではなく、既に結成されていた各隊を附属隊とい

う形に加え集義隊・奇兵隊のように召募等は行われていない。一方で集義隊は、有志の者に対して身分を問わない召募が行われ農兵・大砲隊等に編成されている者に関してのみ制約がかけられている。

12月に入ると諸隊規則が定められるがその中でも嫡子・役付き諸士の入隊は禁じられ、さらに農商兵に関しても入隊する場合は町奉行や代官所への届け出が義務付けられているが諸隊規則制定以前には隊ごとに入隊に対する制限は異なっていた事が分かる。しかし結成時から各隊に共通する事は、藩に対する武器の貸出要請であり藩は各隊のこれらの要求に応じており³⁵⁾、さらに入隊士には通常では帯刀が認められない身分の隊士に対しても帯刀が許されている³⁶⁾。また諸隊規則では「諸隊入費米銀之儀は、別紙小割書之通上中下三等に分ち、人別え当り惣高渡方被仰付候」³⁷⁾とあり、この段階で各隊共通の米銀支給が決定されている事によって、諸隊が設立過程に関わらず藩の軍事組織の一部として正式に組み込まれていったことが分かる。諸隊も農兵も安政の軍制改革による軍事力の洋式化への推進、またそれに加え対外的危機意識の高まりにより、攘夷に備えた郷土防衛の強化を目的として結成された。一方で農兵は支藩・家臣団諸家の軍事力であった。藩からの武器の支給が行われていた諸隊と違い、家臣団諸家は武器の自弁が原則であり、家臣団諸家の軍事力として組織されていた農兵の武器は家臣団諸家から支給されていた事も農兵と諸隊の大きく異なる点である³⁸⁾。つまり諸隊規則制定による入隊制限が行われたのは藩が藩体制保持・年貢徴収の確保等を考えていたためだと思われる³⁹⁾。以下表2は諸隊規則制定によって決定された、各隊の駐屯地と人数である。

(表2) 文久3年12月現在

隊名	駐屯地	総督	定員
遊撃隊	三田尻	来島又兵衛	500人
奇兵隊	赤間関	滝弥太郎 赤根武人	300人
八幡隊	山口	堀真五郎 駒井政五郎	100人
集義隊	小郡	桜井慎平	50人
義勇隊	上関	佐々木亀之助 秋良敦之助	50人

『山口県史 幕末維新 史料編6』P89より作成

おわりに

今回明らかになったことは以下の通りである。

①対外的危機意識の高まりにより、各地において郷土防衛を行なう、武士土着法の取り組みが行なわれた。

ただし、この武士土着法は定着はしなかったが、藩内において従来の武士身分だけでなく、男子壮丁の軍事力への取り込みが目指された。

②文久の改革によって、身分を問わない人事登用が行なわれた。また軍事面においても、第一次攘夷戦争における光明寺党の活躍によって、奇兵隊が「身分を問わない」「有志の」隊として、藩の軍事組織として結成される地盤はすでにできていた。

③奇兵隊の結成によって、藩内各地で諸隊が結成されたが、藩からの命令によるものと、自発的に結成される隊があった。

しかし、どの場合にあっても、結成後は藩の管轄下において活動し、武器・食料などの支給は藩によっておこなわれていた。

【註】

- 1) 田中彰『明治維新政治史研究』(青木書店, 1963年)
- 2) 上田純子「幕末期萩藩における給領取立農兵一寄組浦家を事例として」(『史窓』, 58号)
- 3) 上田純子「萩藩文久改革期の政治組織―政事堂の創設と両職制の改編―」(『史學研究』, 109編-11号)
- 4) 小川亜弥子『幕末期長州藩洋学史の研究』(思文閣出版, 1998年)
- 5) 周布公平監修『周布政之助傳上』(東京大學出版會, 1977年) 566頁
- 6) 末松謙澄『修訂防長回天史二』(マツノ書店復刻版, 1991年) 336頁
- 7) 『周布政之助傳上』 566頁
- 8) 『修訂防長回天史四』 399頁
- 9) 山口県文書館所蔵 毛利家文庫9 諸省640「攘夷二付土着一件」(文久3年5月11日条)
- 10) 同上 (文久3年5月17日条)
- 11) 渡辺翁記念館文化協会『福原家文書中巻』(宇部市立図書館1989年) 246頁
- 12) 山口県文書館所蔵 県史編纂史料333「家来中知行土着二付惣浮米取之面々土地配当一件(文久三年ヵ)(写)」
- 13) 山口県文書館所蔵 毛利家文庫75維新記事雑録 277「土着処置論」
- 14) 同上
- 15) 同上
- 16) 三宅紹宣「近世後期長州藩の対外防備―アヘン戦争情報と羽賀台大操練を中心として」(岸田裕之編『中国地域と対外関係』(山川出版, 2003年) 所収)
- 17) 『福原家文書中巻』 247頁
- 18) 『周布政之助傳下』 544頁

- 19) 『福原家文書中巻』245頁
- 20) 林元「山口藩の「采地返上」の仕法」(『山口県地方史研究』第100号)
- 21) 安政6年の改革案において「兵に奇正有之儀、分明に相見、近来西洋諸國に而者輕兵重兵を區別し、輕兵を以奇變之働をなし、重兵を以正面より押懸候戦法を相用、(中略)重兵歩兵小銃隊稠隊之儀者、下賤之者を用ひ、輕歩兵小銃撤隊之儀者戦法熟練之者を撰、其任に當、(中略)只今之御制度に合せ候得は、諸士を撤隊とし、小銃而已ならず、刀槍弓馬炮術等、輕兵撤隊の戦法を専用に修行被仰付、足輕以下之者を重兵とし、小銃大砲等稠隊之戦法を専用に修行被仰付」(『周布政之助傳上』452頁)とあり文久3年からの諸隊の結成もこの案の延長線上にあったと考えられる。しかし幹部は士分中から定めるなどあくまでも封建制度内における軍事力の再編でしかないと言える。能力主義を取り、西洋式軍隊であった諸隊の原型をこの段階で志向していたとは考えがたい。
- 22) 金子文輔「馬関攘夷従軍記」(日本史籍協会『維新日乗纂輯』東京大学出版会 1982)所収 151頁
- 23) 同上
- 24) 田中彰監修『奇兵隊日記下』(マツノ書店、1998年)10頁
- 25) 文久改革によって昇格した者もいるが、この時点で昇格が行われていない者もいるため一律して昇格前の身分として分析。
- 26) 入江は奇兵隊参謀を務めている。
- 27) 末松謙澄『防長回天史上』(東京国文社、1912年)431頁
- 28) 山口県編『山口県史料編幕末維新6』(山口県、2001年)82~84頁
- 29) 同上76~78頁
- 30) 同上 77頁
- 31) 同上 77頁
- 32) 同上 79頁
- 33) 義隊一藩士で小郡農兵司令桜井慎平・同村佐藤新衛門発起、江崎村庄屋田辺嘉三郎らの賛成のもと編成、郷勇隊一小郡代官の指示により結成、東津隊一庄屋格秋元新蔵発起、小野隊一秋穂二島村の庄屋小野恒太郎発起、御楯隊一秋穂浦の給領井原氏結成、新開農兵一下郷村新開の領主内藤弥九郎結成
- 34) 山口県文書館所蔵 毛利家文庫68諸隊93「諸隊編成」
- 35) 文久3年11月28日には遊撃軍から付属隊を含め総人員750人となった事から武器が不足となり藩に対して弾薬・筒の借用とフランスポルト鋳造費用として銀5貫目の献納要請を行っている。(『山口県史料編幕末維新6』85頁)また、遊撃軍の付属隊であった神威隊(文久3年に結成された、神官を中心とした有志団)も、拾匁筒10挺、弓50丁等を個別に藩から借り受けている事を伊藤忠芳氏は明らかにしている。(伊藤忠芳「明治維新と防長神職の諸隊について」『山口県神道史研究』1992年9月)この事から主要隊の付属隊とされながらも、諸隊は隊ごとに藩と武器借用等の交渉と行っており独立していたものであったといえる。
- 36) 帯刀に関しては、農商兵も許されていたが、「農兵商兵共異変之節は帯刀被差免候事」(『山口県史料編幕末維新6』71頁)と制限付きのものだった。
- 37) 『山口県史料編幕末維新6』88頁
- 38) 農兵の取立てに関しては前掲上田氏論文「萩藩文久改革期の政治組織一政事堂の創設と兩職制の改編一」に詳しい。
- 39) 農商兵の諸隊入隊に関しては12月23日付けで「此度遊撃軍其外諸隊人数定被仰付、妄ニ入隊不被仰付候付、農商兵之儀も農作商売等取統候者跡え立置、入隊相望候ハ、可被差免、其外家子等捨置逃去百姓軒之潰ニも立至候もの、儀は、入隊不仰付候」(『山口県史料編幕末維新6』91頁)と出されていることから、諸隊入隊により百姓軒が潰れることを懸念していたことがわかる。

(主任指導教員 三宅紹宣)